

## 千葉県農地中間管理事業の推進に関する基本方針

平成26年3月制定  
令和5年8月変更

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標  
その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の  
効率化及び高度化の促進に関する目標

- (1) おおむね10年後の担い手への農用地集積率の目標を、以下のとおり  
設定する。

区分	農用地面積 (ha)	利用集積の 目標面積(ha)	担い手への 集積率(%)
水田	69,000	48,000	70
畑	47,000	22,000	47
合計	116,000	70,000	60

注1) 上記目標の農用地面積は、令和5年6月策定千葉県農業経営基盤強化の促進に  
関する基本方針にもとづく。

注2) 現状(令和3年度末時点)の農用地利用集積の状況については、農用地面積は  
122,700ha、(水田72,700ha、畑50,100ha)、利用集積面積は34,578ha(水田22,443ha、  
畑12,135ha)、担い手への農地利用集積率は28.2%(水田30.9%、畑24.2%)である。

- (2) 地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業を営む者に対する  
農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整やほ場整備等を行い、農地  
中間管理機構(以下「機構」という。)を軸としながら、県、市町村、  
農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の  
状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図る。

- 2 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- (1) 機構を担い手への農地集積・集約化と遊休農地の発生防止・解消を進め  
る中核的な事業体として位置付け、関係機関との連携を密にして、最大限  
に活用する。
- (2) 各市町村における地域計画の作成・見直しと極力連動させることにより、  
効率的かつ効果的に推進する。

### 3 農地中間管理事業の実施方法

機構から市町村（農業委員会を含む）に、その同意を得て業務委託するとともに、農用地利用集積等促進計画の案の作成を求めることを基本とする。

### 4 農地中間管理事業に関する啓発普及

地域計画の作成・見直しのプロセスにおいて、地域の関係者に機構の活用方法等について、周知徹底を図る。

### 5 農地中間管理事業を推進するための施策

農地中間管理事業を効果的に推進するため、農地の受け手となる意欲ある多様な農業者の確保・育成について、次のとおり取り組む。

- (1) 新規就農希望者の就農・定着支援
- (2) 経営改善に取り組む農業者を支援し、企業的経営体を育成
- (3) 集落営農組織の育成による担い手の確保

### 6 県、市町村、機構及び関係団体の連携及び協力

農地中間管理事業の円滑な実施を図るため、県、市町村（農業委員会を含む）、機構、（一社）千葉県農業会議、千葉県農業協同組合中央会、千葉県土地改良事業団体連合会、日本政策金融公庫千葉支店等関係機関の密接な連携・協力の下に機構事業の推進を図る。